

<p>1. 開会 深浦会長</p> <p>木場補佐</p>	<p>それでは、定刻より少し早いですが、出席予定の方が揃われていますので、ただいまから「令和5年度 第5回長崎地方最低賃金審議会」を開催いたします。</p> <p>委員の皆様におかれましては、先週に引き続きまして、ご多忙の中また大変暑い中お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>では、初めに委員の出欠状況について事務局から説明をお願いします。</p> <p>ご報告します。</p> <p>現在、委員総数15名のうち、14名の委員にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づき、審議会開催に必要な定足数を満たしており、本審議会が有効に成立していることを報告いたします。</p>
<p>2. 会長挨拶 深浦会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は、8月17日付けの「長崎県最低賃金の改正に係る答申」につきまして、「長崎県労働組合総連合」から異議申出書の提出がございました。</p> <p>この取扱いに関する審議、また先週に引き続きまして、改めて特定最賃3業種の改正の必要性について審議し、結論をいただきまして答申するところまでを予定しております。</p> <p>円滑な議事進行に、ご協力をよろしくお願いいたします。</p>
<p>3. 議題 (1) 最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について 深浦会長</p> <p>山本室長</p>	<p>それでは、早速議事に入ります。</p> <p>最初の議題、「最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について」でございますが、事務局から異議申出の内容について、説明をお願いいたします。</p> <p>皆様おはようございます。</p> <p>長崎県最低賃金の改正につきましては、8月17日に「45円引上げて、1時間898円とする。」との回答をいただき、これに対する異議申出の公示を9月1日まで行いましたところ、「長崎県労働組合総連合」から長崎</p>

労働局長あて、「異議申出書」が提出されております。

お配りしております資料No.1の1ページ「異議申出書」をご覧ください。

それでは、異議申出書の要旨につきまして、説明いたします。

「長崎県労働組合総連合」からの異議の内容につきましては、「長崎県最低賃金を1時間898円と定めることに不服です。最低賃金で働く労働者でも「健康で文化的な最低限度の生活」ができるよう、また、最低賃金の地域間格差を是正するためにも、さらに大きく引上げてください。」というものです。

その理由につきましては、1点目といたしまして、今回示された引き上げ額は過去最高であり、中央最低賃金審議会が示した目安額を6円上回ったことは、引き続き物価上昇の中で困窮する労働者の生活を考慮された結果であると拝察します。しかし、この引き上げ額ではまだ不十分と言わざるを得ません。

最賃近傍で働く労働者が、遠くない時期に「健康で文化的な最低限度の生活」を送れる賃金に到達できるという希望をもつことができるよう、さらに大幅な引き上げが必要です。

2つ目といたしまして、佐賀の8円上乗せを筆頭に、7円上乗せが3県、6円上乗せが本県を含め4県、5円上乗せが4県と、これまでにない大幅な上乗せが答申されています。Cランクのほとんどで大幅な上乗せが答申されていることに、地域間格差を是正しようとする各県の審議会の強い意思を見ることができます。しかし、それでも219円あった本県と東京との差が215円になって4円改善しただけです。ランク制の再編では地域間格差の是正が進まないことが明らかになったのですから、地域間格差の是正を地方審議会まかせにすることなく、抜本的な制度の見直しを行うべきであることを付言しておきます。」といった内容となっております。

異議申出の内容につきましては、以上でございます。

異議申出者の資格、異議の内容及び理由につきましては、その要件を具備していると認められるところでございますので、ただ今から異議申出につきまして、長崎労働局長から諮問させていただきたいと存じます。

会長・局長は、中央にお願いいたします。

<会長と局長が中央に移動>

<局長が諮問文を読み上げ>

小城局長

長崎最低賃金審議会会長 深浦厚之殿、最低賃金審議会の意見に関す

<p>山本室長</p>	<p>る異議の申出について（諮問）</p> <p>標記について、「長崎県労働組合総連合」から、別添のとおり、最低賃金法第 11 条第 2 項に基づく異議の申出があったので、貴審議会の意見を求めます。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p><局長より会長へ諮問文を手交></p> <p>ただ今、諮問させていただきました「諮問文」の写しをお配りしますので、ご確認をお願いいたします。</p> <p>なお、諮問文の本文の中に「別添」との記載がありますが、これは資料として配付しております「異議申出書」のことですので、割愛させていただいております。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p><諮問文の写しを各委員に配付></p>
<p>深浦会長</p>	<p>カメラによる撮影は、一旦ここまでとさせていただきますので、事務局は説明をお願いします。</p>
<p>木場補佐</p>	<p>カメラの撮影は一旦ここまでとさせていただきます。</p> <p>また再度撮影が可能となりましたら、ご案内いたしますのでよろしくお願いします。</p>
<p>深浦会長</p>	<p>ただ今、諮問を受けました「異議申出書」の内容につきまして審議をいたします。</p> <p>まず「長崎県労働組合総連合」からの異議申出につきまして、労使双方から、ご意見を伺いたいと思っておりますけれども、そのように進めさせていただいてよろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p><異議なし></p>
<p>深浦会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>では、労働者側委員から意見をお願いいたします。</p>
<p>種村委員</p>	<p>異議申し立てでは 1,500 円以上が必要と指摘されています。</p> <p>今回答申されている 898 円ですが、労側としては生計費の観点で言えば十分とは言えないものの、過去最高の引上げ額であることを踏まえ、</p>

	<p>公労使が真摯に議論をした結果であると受け止めております。 ですから、答申どおりですることによりと考えております。 以上です。</p>
深浦会長	<p>それでは、使用者側委員からご意見をお願いいたします。</p>
峯下委員	<p>使用者側としてはですね、45円引上げの898円というのは非常に厳しい結果で8月17日に答申された状況にあります。 企業物価とか価格転嫁が不十分、そういうこともあって中小企業の支払い能力を踏まえる時に非常に厳しいのですが、公労使で十分に審議を尽くしたというのは間違いございませんので、これ以上の再度の審議は不要と意見を述べさせていただきます。</p>
深浦会長	<p>ありがとうございます。 他の委員の方から、補足のご発言はありますか。</p>
使用者側委員	<p><意見なし></p>
深浦会長	<p>公益委員の方もよろしいですね。</p>
公益委員	<p><意見なし></p>
深浦会長	<p>今、労使双方からご意見をいただきましたが、労働者側からは十分ではないけれどもというようなご意見がありましたし、使用者側の方からは非常に厳しい結果であるということではございましたけれども、ただし公労使三者で真剣に議論をした結果であり、様々な要素を取り入れた結果であるというご理解で、労使とも共通しているというふうに批評しました。 そうなりますと、8月17日の当審議会の答申は、専門部会及び審議会の場において、十分に最低賃金法第9条第2項の3要素を総合的に勘案し、慎重に確実に審議した結果であるというふうに判断をしてよろしいかと思えます。 従いまして、本年8月17日付け答申どおりの決定が妥当であると考えますけれども、ご異議ございませんでしょうか。</p>
各委員	<p><異議なし></p>
深浦会長	<p>ありがとうございます。</p>

	<p>それでは、当審議会の結論といたしましては、「令和5年8月17日付け答申どおり決定することが適当である。」ということで、長崎労働局長に対しまして、答申をすることといたします。</p> <p>事務局は、答申案の準備をお願いします。</p> <p>しばらくお待ちください。</p> <p>ここからは、撮影していただいて結構です。</p> <p><各委員へ答申（案）を配付></p>
<p>深浦会長</p>	<p>今お手元にお配りしました答申案ですが、8月17日付けの長崎県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する異議の申出については、「令和5年8月17日付け答申どおり決定するのが適当である。」との結論に達したので、その旨を答申する、という内容となっております。</p> <p>ご了承いただければ、長崎労働局長に対し答申をいたしますがよろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p><異議なし></p>
<p>深浦会長</p>	<p>それでは、この内容で本審議会より、長崎労働局長に対し答申することにいたします。</p>
<p>山本室長</p>	<p>それでは、答申を行っていただきますので、会長・局長は中央をお願いいたします。</p> <p><会長と局長が中央に移動></p> <p><会長が答申文を読み上げ></p>
<p>深浦会長</p>	<p>長崎労働局長 小城 英樹殿、長崎県最低賃金審議会会長 深浦 厚之。</p> <p>本日、貴職から8月17日付け長崎県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する「長崎県労働組合総連合」からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、「令和5年8月17日付け答申どおり決定することが適当である」との結論に達したので、答申いたします。</p> <p><会長より局長へ答申文を手交></p>

<p>深浦会長</p>	<p>それでは、長崎県最低賃金の発効までの予定につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>山本室長</p>	<p>それでは、長崎県最低賃金の発効までの予定等についてご説明いたします。</p> <p>本日、「令和5年8月17日付け答申どおり決定することが適当である」との回答をいただきましたので、本日の審議会終了後、労働局長の改正手続きを経て、直ちに厚生労働本省に対し、長崎県最低賃金にかかる官報公示の事務処理を開始するよう依頼いたします。</p> <p>これにより、9月13日の官報に公示され、30日間の公示期間を経た10月13日（金）に法定どおり発効する予定となります。</p> <p>当局といたしましては、9月13日の官報掲載を確認した後、最賃改正について、記者クラブへ資料を配付するとともに、長崎労働局ホームページへの掲載、県内地方公共団体に対する広報誌への掲載依頼、ポスター・リーフレットの掲載依頼など、積極的な広報活動を順次実施する予定としております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>深浦会長</p> <p>(2) 長崎県 特定（産業別）最低賃金改正の必要性につい</p>	<p>今後、先ほどのような手順で進められるということになるかと思えます。</p> <p>なお本日、長崎県最低賃金の改正に係る当審議会の意見に対する異議申出の内容について、ご審議いただいた内容で答申をしたということになりましたので、長崎県最低賃金専門部会の任務は本日で終了ということになります。</p> <p>従いまして、第2回本審で議決されましたとおり、本日をもって、長崎県最低賃金専門部会を廃止することといたします。</p> <p>専門部会の皆様におかれましては、真摯なご議論大変ありがとうございました。</p> <p>それでは、次の議題の「長崎県特定最低賃金改正の必要性」についての審議に移りたいと思います。</p> <p>申し訳ございませんが、報道のカメラによる撮影はここまでとさせていただきます。</p>

<p>て 深浦会長</p>	<p>では、「長崎県特定最低賃金改正の必要性の有無について」の審議に入りますが、前回の議論も踏まえまして①長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業②長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業③長崎県船舶製造・修理業、船用機関製造業以上3業種の最低賃金の改正の必要性の有無について、労使双方から改めてではございますが、ご意見を伺いたと思います。</p> <p>まず、労働者側委員からお願いできますか。</p>
<p>中山委員</p>	<p>それでは改めてとはなりますけれども、特定最賃の必要性についてご意見したいと思います。</p> <p>この前の資料で示したとおり、我々長崎県基幹労連長崎支部の中で、協約を結んでいる11担当中9担当で企業内最賃の上げがございました。</p> <p>これは人材の確保というところで、各労使が話し合って決定され昨年と違ってそういう状況になっているということです。</p> <p>そして、労働組合がない中小企業に勤務されている実態を考慮して、この賃金の底上げを図る取り組みが、産業の魅力を高めていくことで必要不可欠であると考えています。</p> <p>先ほど45円ということになりましたけれども、このままでいけば今の状況では埋没という形ですが、これは高いレベルでの公正競争を確保して、かつ産業の魅力を高め、この労働人口の減少の状況にあっても優秀な人材を確保する人材確保と着実な技術・技能伝承を図り、将来にわたって長崎県の基幹産業として存在し続ける取り組みが必要であるということでございます。</p> <p>労側としては繰り返しになりますが、その土台となるのがこの特定最賃になると考えておりますので是非、前向きな審議をお願いしたいと思います。</p> <p>以上であります。</p>
<p>深浦会長</p>	<p>そうしましたら使用者側お願いします。</p>
<p>川田委員</p>	<p>すみません、川田からもいいですか。</p>
<p>深浦会長</p>	<p>はい、どうぞ。</p>
<p>川田委員</p>	<p>川田の方からも一言、労側としての主張をさせていただきます。 急遽資料をお配りさせていただいております。</p>

全ては読みませんが、前回からの引き続きで、この特定最賃の必要性ということで中段くらいに書いています。

労働組合を持ってない組織、労使交渉の手段を持たない未組織労働者に波及させること、組織労働者と未組織労働者、正社員と非正規労働者の賃金格差を是正するという機能があるかと思っております。

日本の基幹産業であります電機産業の労働の質にふさわしい賃金水準を確保することによって、産業の魅力を高めて人材を確保する観点、労使の社会的使命として非正規雇用で働く労働者の処遇改善を図る観点、そして産業の健全な発展を図る観点、様々な観点から今回の特定最賃の取り組みを一層強化する必要があると思っております。

中段の方に、めざすべき水準と記載しております。

一つ目ですが、産業の付加価値生産性の高さに見合った水準。

少なくとも地域別最低賃金を10%以上、上回る水準に上げていく必要があるということで考えております。

二つ目に具体的な水準を記載しています。

中ほどですが、企業内最低賃金協定の最低到達目標として現在月額177,000円、1時間当たり1,100円。

さらに中期目標として将来的には月額193,000円以上、1時間当たり1,200円以上に水準を上げ、その水準を目指して特定最低賃金の上げが重要だと考えています。

この水準ですが、先ほど中山委員も、この水準は電機産業のみならず金属産業といたしまして造船・鉄鋼・機械・電機ほぼ同じ水準を現在目指しています。

その中で電機産業ですけれども、今年から産業別最低賃金18歳見合いを、高卒初任給の水準に準拠するという方針を3年間計画を立てて、そこに至達しようという目標を掲げています。

今回具体的には、2023年度の闘争において企業内最低賃金である産業別最低賃金の上げを行いまして、今年で173,500円以上となりました。

これは前回ご報告させていただいた水準だと思います。

これも時間当たり換算額になおしますと約1,124円ということでございます。

この水準に近づける取り組みを計画的に我々労側としては改善していきたいと思っておりますし、隣県格差もまだ若干あるため、その縮小に努めていきたいと考えています。

以降、前回も数字ばかりの資料を1枚準備しましたがけれども、今回グラフにして持ってきましたが「製造業」に占める「電機計」、電機産業で働く就業者の皆さんの数でございます。

見てお分かりになるかと思いますが、全国的にもそんなに低い水準

じゃないと思っています。

2 ページ目にいきまして、「製造業」に占める電機の「製造品出荷額」、2 つ目に「生産額」最後になりますけれども「付加価値額」でございます。

多分他県にも見劣らない電機産業の貢献度がお分かりになるかと思えます。

最後になりますが、3 ページ目です。

ここは、資料の出元が国勢調査か住民基本台帳で参考にしています。

新規学卒者（高卒者）の県外流出率ということでございます。

ここは、今日お集りの皆様は分かるかと思えます。

長崎市の人口流出がやはり全国No.1 ということもありますけれども、この地域の県外流出者も長崎県が一番トップでございます。

最賃が必ずしもこれに関係しているとは、私も全然思っていませんが、一つの指標には間違いなくなるのかなと思っています。

最後に2022年長崎県の令和3年高卒卒業生就職状況ということでございます。

長崎県とその他でその他のところを右に記載していますが、福岡県、東京、大阪というところに皆さん行かれているというグラフになります。

最後ですが、長崎県からの移転先ということでいきますと福岡県に移転されている方が多いということでございます。

これは一般的なデータではございますが、あくまでも九州各県で格差をなくしていくことの重要性もこのグラフで分かるかと思っております。

そういう意味でいきますと、中山委員もおっしゃいましたけど、しっかり産業の魅力を高めるためにも必ず特定最賃の審議の要請は大事じゃないかと思えますので、是非前向きなご検討をお願いします。

以上です。

深浦会長

それでは、峯下さんお願いします。

峯下委員

私の方から、まず特賃の3 つとも必要なしで改めて意見を述べます。

前回ですが、データの読み合わせをさせていただきましたけれども、前回配付いただいた資料No.3 でデータからも分かるように、直接生産にタッチしている人の単価でない、即ち現在の特賃がありますけれどもこれと適用されている人たちというのは、1、2%とか何十人とかですね、データからも分かるように実際その産業で製造に技術力を持って製造に着手、携わっている人たちの単価が特賃とはとても思えません。

なので、そういった技術を要する産業で技術を要する人たちの賃金は、

特賃ではなくて別のところというか、それ相応の賃金を払っているというのがこのデータからもはっきり読み取れます。

それと繰り返しになりますが 898 円という数字が出ましたので、これは従来の特賃を 3 業種ともはるか超えてしまっています。

なので、従来から特賃の役割というところの議論をやっていますが、役割は終わったというのが正しいと思います。

全国的にも 2021 年には全国加重平均ですけれども特賃のところ、最賃よりも下回っておりますし、本来それぞれの産業で人手不足という対策はそれぞれの産業が最低賃金じゃなくて、春の賃上げでも分かるようにそういったところの人への投資のところ、各企業とも手立てをしておりますので、最低賃金とは別の世界の話ではあります。

私からは以上です。

深浦会長

はい、他の委員の方。

岩崎委員

前回審議会の時に私、早とちりといいますか勘違いしておりまして、特定最賃については昨年度けりがついたと思いをしておりまして、発言が個人的見解のような言葉を使ってしまいました。

不用意であったと反省しております。

改めて本日最低賃金の審議の必要性について公益見解を示されると、最初の会長からのお話でありましたので、中小企業団体中央会選出の委員として改めて特定最低賃金の廃止を求めるとのことでの意見陳述をさせていただきます。

私ども全国 30,000 の中小企業の組合と、毎年度全国大会を開催しております。

昨年長崎で開催して 2,000 人が集結いたしましたけれども、その大会においては直面している課題について組合が連携して解決するという決意を新たにするとともに、現下の厳しい難局を乗り越えて地域経済を支えていくための施策等について、国等に対する重要な決議を採択しております。

昨年の大会でも、地域の実情を踏まえた最低賃金の設定ということを決議しました。

具体的には次の 3 点です。

1 点目は、中小企業の支払い能力を超えた最低賃金の大幅な上昇をさせないこと。

また、最低賃金の引上げにより影響を受ける中小企業に対し、生産性向上に向けた支援策を拡充すること。

2 つ、標準生計費など地域間の差異が生じている現状下において、地

方最低賃金の審議会の自主性を発揮できるようにすること、また最低賃金の全国一律化は時期尚早であり反対である。

3つ、特定最低賃金は地域別最低賃金に屋上屋を架するものであり、早急に廃止すること。

ここ数年の地域別最低賃金の継続的かつ大幅な引上げによって、特定最低賃金との逆転現象がおこり、その差額も拡大しつつあります。

地域別最低賃金は賃金に関するセーフティーネット機能を十分に果たしており、地域別最低賃金に屋上屋を架することになる特定最低賃金は早急に廃止することです。

これが私ども中小企業・小規模事業者 30,000 組合の強い決意でございます。

今週 9 月 7 日に宮崎県で開催される九州大会においても地域別最低賃金については、法の限度および法が定める 3 要素に基づき、明確な根拠を元に納得感のある水準に設定すべきであること。

また、特定最低賃金については早急に廃止し、地域別最低賃金に一本化すること、これを決議案に盛り込んでおり、9 月末に採択されます。

また、10 月に宮城県で開催される全国大会においても同様に採択の決議案に盛り込まれます。

以上既に役割を終えた特定最低賃金の審議には応じられない、

これが私の中小企業・小規模事業所組合を支援する中小企業団体中央会としての決意でございますので、改めての意見とさせていただきます。

以上でございます。

岩根委員

使用者側委員の岩根です。

まず、特に労側委員の皆さんに申し上げたいんですが、特定最賃をなぜ比較するのか、他県とどうのこうの色々と言われてはいますが、地賃に対する優位性だけです。

それが原理原則です。

我々は特定最賃の審議を単純に嫌だと言ってる訳ではありません。

優位性を審議するためのベースとなる地賃が問題であるとずっと申し上げている。

昨年も通常の審議であれば、第 4 表ベースでの審議を行うべきという部分、ここ 8 年くらい全く第 4 表、特に労側さんからの第 4 表をベースにした発言など地賃の世界で全く出てきていません。

100 円返してくれと昨年も申し上げました。

今年さらに 20 円以上、上積みをされていると。

ですから、特定最賃の審議をぜひやりたいというのであれば、まず地賃を正常化してください。

我々の考え方が間違っていました。

100 数十円元に戻します。

スタートはそこからだと考えておりますので、基本的に地賃に対する優位性、何をもって優位性をいうのか。

全く不明です。

審議することはできません。

それから、盛んに賃金、賃金と言われますけど、我々が審議しているのは最低賃金になります。

最低賃金については、岩崎委員も過去何度も指摘をしていますが、セーフティーネット、社会保障の世界の話であります。

十数年前、日本の最低賃金が生活保護の額を下回っているとILO、国際労働機関からの指摘がありました。

これは都道府県ごとに下回っている所、上回っている所がありました。

厚労省さんの指示は、当然世界的な労働環境の整備というところで、最低賃金の引上げを行わなければならないということで、下回っていた都道府県については数年かけて、第4表ベースの話ではなくて、生活保護を上回る金額まで引上げた実態があります。

それ以降、ずっと生活保護の金額を上回っているのかチェックしている、というのが実態であります。

そういうところから考えても、セーフティーネット社会保障的性格を持っているのは明白だと考えています。

それから、個々の発言をフォローする様で申し訳ないんですが、産業が埋没してしまうという発言がありますが、別に埋没ではありません。

地賃と同額でやればいだけ。

沒りませんので、その辺はお間違えないようにしていただきたい。

それから、具体的に名前を出しますが、川田さんの指摘で新規学卒者の県外流出率、長崎は高いです。

これは、はっきり言って高いですが、最低賃金ではありません。

これは、何度も申し上げていますが、日本の社会で基本的には高卒・大卒・中卒学業の卒業の時期に企業に就職すると。

毎年4月新卒者が新入社員として入ってくるというのが現状の慣例であります。

ただ現状はそのこの定着率が悪くなっているというのが、ここ20年30年、七五三という言葉がありますけれども離職率が高いのは事実だと思います。

ただし、就職する時に見ているのは最低賃金などではありません。

個々の企業からの求人情報を高校生・大学生・中学生は見えています。

それを学校側もきちんと一生懸命指導しています。

過去にも特に工業高校の校長、教頭、我々産業界と関係の深い方にお聞きしました。

「高校で就職時に最低賃金がどうだからとか教えていますか。」

「冗談は止めてください。そんなことは一言もいっておりません。」と。

つまり、個々の県外流出、数字は高いですが最低賃金の影響などみじんもない。

特に、新規学卒者について、はっきりと言えるというのは何度も何度も申し上げております。

ぜひ、労側の各組織委員さんの中で考え方については共有していただきたい。

二度とこの席でそんな発言をしないでいただきたい。

切なる願いであります。

最後にもう一度、地賃に対する優位性、これを議論する以上特定最賃の審議をすることは、一切現状必要ありません。

強く発言したいと思います。

以上です。

深浦会長

はい、他はございますか。

峯下委員

大丈夫です。

深浦会長

よろしいですか、ありがとうございます。

簡単に労使双方のご意見をまとめておきたいと思いますが、まず労働者側委員からは現状として、今傘下の色々な組合の方では企業内最低賃金を含めて上がっているというのも実績としてはあるんだ。

ただそうは言っても、産業全体の力あるいは魅力を引き上げていくためには、確かに地賃の水準に今全部含まれてしまったような形にはなっているけれども、継続的な努力が必要であろうと。

また、特に川田委員の方からございましたけれど、これは電機関係の話ではあるけれども、ある程度他の産業にも共通していることとして、やはり最賃・特賃の非正規の労働者の待遇改善を役割として持っているとなると、単純に地賃との大小関係ということだけで、これをやめるといふことにはならないのではないかと。

特に組合の方では、それぞれ例えば地賃の10%以上というような、これはもちろん組合の方の目標ですけど、そういったことを今後追及していくためにも前向きな審議をしたいということであったかと思えます。

それから使用者側の方からは、結論から申し上げると必要性なし。

やはり、これを機会に廃止というようなことも考えるべきではないか

と。

色々な議論がございましたけれど、基本的には地賃の水準が産業別を上回っている現状を考えれば、やはり特定最賃の役割はもう終わっているのではないかと。

実際この3業種で特賃が適用されるという人は直接いると思うが、その産業を支えているような労働者ではない。

むしろそういった方々の賃金というのは、今年の春闘などにも、もう十分反映されているはずであるということ。

それから地賃との関連、あるいは優位性を考える時には、そもそも地賃の水準の議論というところに疑義が残るということで、いずれにしろ特賃の議論というのは必要がないということであったかと思います。

ということで、もう皆さんもご承知かと思いますが、産業別最賃に関しては基本的に労使で議論をしていただいて、共通の結論に至っていただくということになっており、公益委員があれこれ言うのは本来そういうものではないかもしれませんが、一応それぞれの方から、全体協議の場ではお話しにくいこともひょっとしたらあるかもしれませんので、一旦個別協議をしていただこうかと思います。

すみませんが、ここからは、審議会の運営規程によりまして非公開となりますけれども。

まず労側からお話を聞かせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、使用者側委員の方々、それから傍聴の方々につきまして、ご案内をお願いいたします。

使用者側委員

<退室>

これより

公・労 協 議 を 1 回、
公・使 協 議 を 1 回 行 う。

<個別協議終了、全体協議を再開>

深浦会長

それでは、全体での審議を再開いたします。

	<p>先ほどの全体会議の後に労使双方と個別に協議をさせていただきました。</p> <p>まずは、全会一致のご有義があるかどうか探りましたが、基本的に労使のご主張が先ほどの全体協議の場でのご主張と変わることはないということでございました。</p> <p>従いまして、改正決定の必要性の有無につきましては全会一致に至らなかったということで、審議会の結論としましては「長崎県特定最低賃金に係る3業種の最低賃金の改正決定の必要性の有無につきましては、必要性有りとの結論に達しなかった」ということになろうかと思えます。</p> <p>これで、いかがでしょうか。</p>
各委員	<p><異議なし></p>
深浦会長	<p>それでは、長崎県特定最低賃金に係る3業種の最低賃金につきましては、「必要性有りとの結論に達しなかった」ということで、長崎労働局長に答申を行うことといたしますので、事務局の方で答申（案）の準備をお願いします。</p>
	<p><各委員に答申（案）を配付></p>
深浦会長	<p>3業種とも「改正決定の必要性有りとの結論に達しなかった。」ということで同様の内容が3枚ついておりますのでご確認ください。</p> <p>ご了解いただければ、この内容で労働局長に対して答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
各委員	<p><異議なし></p>
深浦会長	<p>では、この内容で本審議会より、労働局長に対して答申をいたします。</p>
山本室長	<p>それでは、答申を行っていただきますので、会長、局長は中央をお願いいたします。</p>
	<p><会長と局長が中央に移動></p>
	<p><会長が答申文を読み上げ></p>
深浦会長	<p>長崎労働局長 小城 英樹 殿、長崎地方最低賃金審議会会長 深浦厚之。</p>

当審議会は、令和5年8月2日付けをもって、最低賃金法第21条の規定に基づき、貴職から諮問のあった「長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業」に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、「改正決定必要性について全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかった」ので、答申いたします。

「長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」、ならびに「長崎県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」の改正決定の必要性の有無についても、同様でございます。

<会長より局長へ答申文を手交>

深浦会長

それでは、小城労働局長からご発言があるとのことですので、よろしく願いいたします。

小城局長

本日は深浦会長から、令和5年の長崎県最低賃金の改正決定に対する異議の申出に係る諮問につきまして、「8月17日付け答申どおり決定することが適当である。」との答申をいただいたところでございます。

また、長崎県特定最低賃金につきましても前回8月28日は、参考人からの意見聴取を行っていただき、本日も引き続き、委員の皆様方による真摯なご審議をいただきました。

その結果、3業種ともに全会一致とはならず、「改正の必要性ありとの結論に達し得なかった」旨の答申をいただいたところでございます。

深浦会長をはじめ委員の皆様には、7月3日の長崎県最低賃金の改正決定の諮問及び8月2日の長崎県特定最低賃金の必要性の有無の諮問以降、本日まで、本審並びに専門部会におきまして、慎重かつ丁寧なご審議を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日の答申を受けまして、「長崎県最低賃金」につきましては、最短の法定発効日であります10月13日発効に向けまして、官報公示等、所要の事務手続きを進めてまいります。

また、長崎県最低賃金の履行確保の関係につきましても、改正額の周知を行うとともに、中小企業支援のための各種助成金制度の利用促進に向けた周知・広報を積極的に実施してまいります。

委員の皆様方におかれましては、各界、各方面への助言など、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

答申を受けましての挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

(3) その他

深浦会長	<p>ありがとうございました。 その他事務局から追加のご説明をお願いします。</p>
山本室長	<p>業務改善助成金の拡充について、令和5年8月31日に、厚生労働省からプレスリリースされておりますので、資料をお配りしております。</p> <p>中央最低賃金審議会の答申を踏まえ、事業場内で最も低い時間給を一定以上上げるとともに、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に支給される業務改善助成金について、原材料費等の高騰の影響を受けている事業者や、最低賃金が相対的に低い地域の事業者を対象に、より使いやすくなるよう、8月31日から拡充され、施行されております。</p> <p>大きな改正点としては3つございます。</p> <p>1点目といたしまして、対象となる事業場を、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業場から50円以内の事業場に拡大がされております。</p> <p>2つ目といたしまして、一定の条件を満たす事業者は賃金引き上げ後の申請が可能となります。</p> <p>3つ目といたしまして、助成率の区分となる金額の引上げでございます。</p> <p>詳細については資料をご確認いただければと思います。</p> <p>また、長崎労働局では、地域別最低賃金の周知に併せ、地域の中小事業者に必要な支援がいきわたるよう、業務改善助成金の拡充内容の周知、利活用の促進に努めてまいりたいと思っております。</p> <p>委員の皆様におかれましても、業務改善助成金の周知の機会がございましたらご協力をお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
深浦会長	<p>以上をもちまして、本日の審議会は閉会いたします。</p> <p>事務局の方にお尋ねですが、特定最賃の専門部会の解散とか手続きは要らないんですか。</p>
小城局長	<p>「必要性あり」の答申をいただけませんでしたので、専門部会そのものはまだ設置されておられません。</p>
深浦会長	<p>はい、分かりました。</p> <p>本日に至りますまで非常に長い時間に渡り色々ご議論いただきまして、また円滑な進行にご協力いただきましてありがとうございました。</p> <p>それでは、本日の審議会はこれにて閉会といたします。</p> <p>なお、本日の議事録につきましては、公益委員は私、労働者側委員は</p>

	<p>種村委員を、使用者側委員は峯下委員を、それぞれ指名させていただきますので後程よろしくお願いたします。</p>
--	-----------------------------------------------------------

どうも皆様お疲れさまでした。